

よくわかる！

特に飲食業、宿泊業、事務所をお持ちの事業所様

# 東京都受動喫煙防止条例 説明会

従業員やお客様の受動喫煙の防止を目的とした東京都受動喫煙防止条例が施行されます(一部業種(学校、医療機関・児童福祉施設、行政機関庁舎等)では令和元年7月1日～施行)。飲食業の方、宿泊施設、事務所を設置されている方等は上記条例施行により、店舗や事務所施設の全面禁煙もしくは喫煙室の設置等が必要となる場合があります。(令和2年4月1日～(それ以前にも標識の掲示の対応が必要となります。))是非、この機会に本説明会にご参加いただき、制度の理解を深め、適切な運用を行ってください。

◆講 師： 一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会  
アドバイザー 高橋明彦氏

◆日 時： 令和元年7月19日(金)

① 14:00～ ② 19:00～ (各時間 概ね1時間。その後質疑応答あり)

※①、②とも同じ内容です。お店の休憩時間に参加しやすいよう二部制に致しました。

◆場 所： あきる野商工会(あきる野市秋川1-8 あきる野ルピア3階)

◆対象となる事業所：飲食業、宿泊業、事務所をお持ちの事業所等

その他の事業所の方も重要な制度である為、是非、ご参加ください。

◆受講料： 無料 ◆定 員： 各20名(先着順)

◆お申込み方法

下記申込書に必要事項をご記入頂き、7月17日(水)までに、FAX又は直接商工会窓口にてお申し込みください。お問合せ先 電話 042-559-4511

あきる野商工会 行 FAX:042-559-3282

申込日(令和元年/ / )

事業所名		TEL	
住所		FAX	
参加者名		参加者名	
参加時間帯 いずれかにし点	<input type="checkbox"/> ① 14:00～ <input type="checkbox"/> ② 19:00～	参加時間帯 いずれかにし点	<input type="checkbox"/> ① 14:00～ <input type="checkbox"/> ② 19:00～

※ご記入いただきました情報は、各種連絡・情報提供にのみ利用させていただきます。

※当会から連絡が無い限り、受講可能ですので、当日は直接会場へお越しください。

※天災、交通ダイヤの乱れ、講師の病気等の事情により講師の変更、中止または延期となる場合があります。